

商品概要説明書

記念品付定期積金＜定額式＞

令和2年4月1日現在

1. 商品名	・記念品付定期積金＜定額式＞
2. 販売対象	・個人及び法人（団体を含む）
3. 期間	・定型方式 2年、3年、4年、5年、6年、7年 ・期日指定方式 2年以上7年以内
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割払込みいただきます。 ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・1回あたり1,000円以上 給付契約額240,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。 ・個人のお客様は20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税、法人のお客様は総合課税となります。 ・金利（約定利回り）は店頭のコピーボードに表示しています。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れられます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.500%を上乗せした利率） ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。 注）中途解約の場合は、記念品代の実費を徴求させていただきます。

<p>10. 貯金保険制度(公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものを除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支所または金融共済部金融業務課(電話:079-421-3738)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部金融業務課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227) 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JA金融共済部金融業務課またはJAバンク相談所にお問い合わせください。) ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。又は契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・記念品コースの詳細と、中途解約時における記念品代の精算金額(実費)につきましては、別紙『JA加古川南 定期積金コース設定表』をご覧ください。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A加古川南

商品概要説明書

記念品付定期積金＜目標式＞

令和2年4月1日現在

1. 商品名	・記念品付定期積金＜目標式＞
2. 販売対象	・個人及び法人（団体を含む）
3. 期間	・定型方式 2年、3年、4年、5年、6年、7年 ・期日指定方式 2年以上7年以内
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割払込みいただきます。 ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・1回あたり1,000円以上 給付契約額240,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。 ・個人のお客様は20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税、法人のお客様は総合課税となります。 ・金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。
7. 手数料	—
8. 付加できる特 約事項	・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.500%を上乗せした利率） ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
9. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 （1）初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 （2）初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定年利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。 注）中途解約の場合は、記念品代の実費を徴求させていただきます。

10. 貯金保険制度(公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものを除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支所または金融共済部金融業務課(電話:079-421-3738)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部金融業務課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227) 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JA金融共済部金融業務課またはJAバンク相談所にお問い合わせください。) ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。又は契約時の約定年利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・記念品コースの詳細と、中途解約時における記念品代の精算金額(実費)につきましては、別紙『JA加古川南 定期積金コース設定表』をご覧ください。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA加古川南

商品概要説明書

記念品付定期積金＜逡増式＞

令和2年4月1日現在

1. 商品名	・記念品付定期積金＜逡増式＞
2. 販売対象	・個人及び法人（団体を含む）
3. 期間	・2年、3年、4年、5年
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。（契約期間中、年単位で掛金の増額可能） ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ・1回あたり1,000円以上 給付契約額240,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。 ・個人のお客様は20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税、法人のお客様は総合課税となります。 ・金利（約定利回り）は店頭のコ利表示ボードに表示しています。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・個人のお客様は総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.500%を上乗せした利率） ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 （1）初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 （2）初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。 注）中途解約の場合は、記念品代の実費を徴求させていただきます。
10. 貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものを除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>1 1. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支所または金融共済部金融業務課（電話：0 7 9 - 4 2 1 - 3 7 3 8）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部金融業務課または J A バンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：0 7 8 - 3 4 1 - 8 2 2 7） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J A 金融共済部金融業務課または J A バンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
<p>1 2. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。又は契約時の約定利回り（年 3 6 5 日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・記念品コースの詳細と、中途解約時における記念品代の精算金額（実費）につきましては、別紙『J A 加古川南 定期積金コース設定表』をご覧ください。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 加古川南

商品概要説明書

記念品付定期積金＜満期分散式＞

令和2年4月1日現在

1. 商品名	・記念品付定期積金＜満期分散式＞
2. 販売対象	・個人及び法人（団体を含む）
3. 期間	・3年以上7年以下
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。（満期到来済の各年の掛金を最終年の掛金として積立可能） ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ・1回あたり1,000円以上 給付契約額240,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、各個別口ごとの満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・各個別ごとの満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。 ・個人のお客様は20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税、法人のお客様は総合課税となります。 ・金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・個人のお客様は総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.500%を上乗せした利率） ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 （1）初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 （2）初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。 注）中途解約の場合は、記念品代の実費を徴求させていただきます。
10. 貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものを除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>1 1. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支所または金融共済部金融業務課（電話：0 7 9 - 4 2 1 - 3 7 3 8）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部金融業務課または J A バンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：0 7 8 - 3 4 1 - 8 2 2 7） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J A 金融共済部金融業務課または J A バンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
<p>1 2. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。又は契約時の約定利回り（年 3 6 5 日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・記念品コースの詳細と、中途解約時における記念品代の精算金額（実費）につきましては、別紙『J A 加古川南 定期積金コース設定表』をご覧ください。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 加古川南